

JIS

電気光源用電子制御装置に組み込まれる プログラム可能な部品—一般要求事項 及び安全要求事項

JIS C 62733 : 2026

(IEC 62733 : 2015)

(JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	馬 場 旬 平	東京大学
(委員)	加 藤 有利子	一般財団法人電気安全環境研究所
	香 月 嘉 史	一般社団法人送配電網協議会
	鈴 木 義 夫	一般社団法人電気設備学会
	辻 勝 也	一般社団法人日本電気計測器工業会
	西 原 敏 之	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	南 裕 二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会
	山 野 芳 昭	千葉大学名誉教授
	若 月 壽 子	主婦連合会
	綿 貫 宏 樹	一般社団法人日本電機工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.2.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会 (委員長 馬場 旬平)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	5
5 リスクアセスメント	5
5.1 一般	5
5.2 許容可能なリスクの特定	5
5.3 文書化	6
6 異常動作及び故障状態に対する要求事項	6
6.1 制御装置に適用する異常動作及び故障状態	6
6.2 プログラム可能な部品に対する故障状態	7
7 ソフトウェアに対する要求事項	7
8 EMC イミュニティに対する要求事項	8
附属書 A (規定) ソフトウェア評価	9
附属書 B (参考) FMEA 及び FTA 解析	28
附属書 C (参考) プログラム可能な保護部品の識別の手引	31
附属書 D (規定) リスク分類	32
参考文献	34
解 説	35

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

電気光源用電子制御装置に組み込まれるプログラム 可能な部品—一般要求事項及び安全要求事項

Programmable components in electronic controlgear for electric light sources—General and safety requirements

序文

この規格は、2015年に第1版として発行された **IEC 62733** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、**JIS C 8147** 規格群を対象とする製品に使用されるプログラム可能な部品に対する一般要求事項及び安全要求事項を規定する。

この規格の要求事項は、電気光源用電子制御装置内のプログラム可能な部品（組込みソフトウェアを含む。）だけに適用する。電気光源用電子制御装置内のその他の電気・電子回路及びその構成部品については、**JIS C 8147** 規格群の要求事項を適用する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 62733:2015, Programmable components in electronic lamp controlgear — General and safety requirements (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0508-5:2019 電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全—第5部：安全度水準決定方法の事例

注記 対応国際規格における引用規格：**IEC 61508-5:2010**, Functional safety of electrical/electronic/programmable electronic safety-related systems—Part 5: Examples of methods for the determination of safety integrity levels